

1. 基本情報

国名：フィリピン共和国

案件名：マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画 (Programme for the Support for Rehabilitation and Reconstruction of Marawi City and its Surrounding Areas)

G/A 締結日：2018 年 5 月

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国におけるマラウィ市及び周辺地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ミンダナオ島の南西部に位置するムスリム・ミンダナオ自治区は、40 年以上に及ぶ紛争の影響もあり、フィリピン共和国 (以下、「フィリピン」という。) 内で貧困率が最も高い地域である (全国平均 22.1% に対して 53.4% (2015 年国家統計))。フィリピン政府は当該地域における平和定着及び開発を促進するために、包括的な和平推進政策を掲げ、取り組んでいる。

かかる状況の下、2017 年 5 月 23 日、フィリピン国軍とイスラム過激派組織マウテ・グループとの武力衝突が、ムスリム・ミンダナオ自治区南ラナオ州の州都であるマラウィ市にて発生した。10 月 23 日に比政府より戦闘終結が宣言されるまで、5 か月間にわたり戦闘は続き、マラウィ市は壊滅的な被害を受けた。国内避難民は一時期には約 35.4 万人にも上り、未だ数多くの国内避難民が存在している状況である (UN、12 月 3 日時点)。マラウィ市及びその周辺地域の一刻も早い復旧・復興が望まれている。

マラウィ市及び周辺地域の復旧・復興支援は、政府令によって設置された省庁横断のタスクフォース (Task Force Bangon Marawi (以下、「TFBM」という。)) が担っており、TFBM は包括的復旧・復興計画 (Comprehensive Rehabilitation and Recovery Plan (以下、「CRRP」という。)) の策定を行っている。2018 年に予算執行が見込まれる事業を取りまとめた CRRP の Preliminary Plan が 2018 年 2 月初旬に策定された。2019 年以降の予算執行分も含む CRRP は 2018 年 3 月中旬に策定される予定となっている。CRRP の Preliminary Plan に基づけば、466 億フィリピンペソ (約 1,048 億円) が必要額となっているが、依然として 100 億フィリピンペソ (約 225 億円) しか予算確保できていない状況となっている。マラウィ市及び周辺地域の安定は、ミンダナオの安定における重大要素であり、ひいては ASEAN の安定と持続的成長にも影響しうるものである。かかる状況を受け、国際社会による当該地域の迅速な復旧・復興支援が求められており、前述の資金不足に対して、ドナーは TFBM が設定する枠組みを通じて支援することが求められている。マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興計画 (以下、「本事業」という。) は、フィリピン財務省を通じて、フィリピン政府主導による CRRP の中でも優先度の高い社会基盤の復旧・復興を迅速に実現するための財政支援を行うものである。

なお、本事業実施においては、①新政権の方針に基づき新たなステークホルダーが参加した和平プロセスの状況、②アブサヤフや IS の影響を受けた過激派の影響による治安の悪化、③土地の権利問題 (その他特記事項に後述)、等の不安定要因に留意が必要。

(2) ミンダナオ地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対フィリピン共和国国別開発協力方針（2012年）において、重点分野として「ミンダナオにおける平和と開発」が定められており、開発による和平プロセスの促進を通じた平和の確保と定着及び貧困からの脱却を実現するため、社会サービスへのアクセス改善を含む貧困削減やインフラ整備による地域開発に対する支援を実施するとしている。

我が国は、2017年7月、マラウイ市及び周辺地域に対する緊急無償資金協力として、国内避難民への食料、水・衛生分野等の支援のため、国連世界食糧計画（WFP）及び国連児童基金（UNICEF）を通じて、200万ドル（約2.2億円）の協力を決定。また、安倍総理大臣は2017年10月30日、日比首脳会談にて、「マラウイ市及びその周辺の復旧・復興に最大限に支援を行う」ことを表明し、11月にマラウイ市復興資機材調達のための無償資金協力「経済社会開発計画」の交換公文を締結している。また、日本政府はUN-Habitatを通じた被災者のための住居建設を支援することを検討中である。

また、JICAは対フィリピン共和国JICA国別分析ペーパー（2014年）において、「ミンダナオ紛争影響地域における平和構築」は、三つの重点課題の一つであると分析しており、ミンダナオ紛争影響地域への支援は、これら方針・分析に合致する。

（3）他の援助機関の対応

世界銀行とアジア開発銀行はTFBMのCRRP策定を支援するとともに、TFBMとドナー間の調整機能を担っている。中国は10月に47機の重機をマラウイ市の復興のために公共事業道路省に供与した。また、11月には11.5億フィリピンペソの贈与による協力を表明している。アメリカ及びオーストラリアはそれぞれ約10億フィリピンペソの支援を表明している。他にも、タイ、EU等が支援を表明している。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、フィリピン政府によるマラウイ市のCRRPに基づき被援助国の制度・枠組みを最大限活用することを前提とした財政支援を行うことにより、フィリピン政府各実施機関が同地域に対する復旧・復興支援を提供することを実現し、もって同地域の安定及び被災者の生活再建に寄与する。

（2）事業内容

フィリピン財務省への財政支援を通じて、CRRPで特定されたマラウイ市及び周辺地域の復旧・復興事業に資する事業を実施する。具体的な事業については、CRRPを基に予めフィリピン政府とJICA間で合意された選定基準・手続きを用い選定する。学校、病院、保健所、公共市場、公的交通手段の乗り換えターミナル、給水施設、被災者の居住地等へのアクセス道路・橋梁の整備及び補修等が想定されている。

（3）プロジェクトサイト／対象地域名

ミンダナオ島南ラナオ州マラウイ市及びその周辺地域（マラウイ市人口：20.2万人（2015年国家統計））

（4）総事業費

支援対象プログラム全体の想定資金規模総額：466億フィリピンペソ（1,048億円相当）
うち本事業概算協力額（日本側）：20億円（17.7百万ドル相当）（2年間）

（5）事業実施期間

支援対象プログラム：2018年5月～2020年4月を予定。（24か月）

本事業の贈与実行時期：2018年6月（予定）

（6）事業実施体制

1）支援対象プログラム責任機関：フィリピン共和国財務省（Department of Finance）

2）先方政府・参加ドナー共通のモニタリング・評価実施体制：TFBMは定期的にマラウィ市及び周辺地域の復旧・復興にかかるドナー会合を開催している。

（7）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

2017年11月交換公文署名の資機材供与の無償資金協力にて、日本製大型重機（5種類27台を2018年3月に引渡し予定。また、2018年3月交換公文署名の無償資金協力にて、避難民のための住宅建設を支援予定。

2）他援助機関等の援助活動

CRRPに掲載された事業は中央政府実施機関、ムスリムミンダナオ自治区、地方自治体、民間セクター及び援助機関等により分担して実施される。各援助機関等の支援内容は、今後、決定される予定。

3）現地における日本側の、ドナー合同モニタリング・評価への参加体制

本事業のモニタリング・評価実施のために、フィリピン政府（財務省・国家経済開発庁、TFBM等）、日本大使館、JICAによって構成される委員会を設立し、定期的に進捗状況等を確認する予定。

（8）環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1）環境社会配慮

① カテゴリー分類： FI

② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、JICAの贈与承諾前にサブプロジェクトが特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため。

③ その他・モニタリング：本事業では、実施機関が、フィリピン国内法制度及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に基づき、各サブプロジェクトについてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策がとられることとなっている。なお、サブプロジェクトにカテゴリA案件は含まれない。

2）横断的事項：特になし。

3）ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

（9）その他特記事項：

① 具体的な事業選定の際に、本事業が不安定要因/紛争要因を助長しないよう十分に配慮する。なお、マラウィ市は土地の権利問題が複雑（土地の権利証を所持していない住民が多いと言われているほか、マラウィ市の大半が軍の予備地といわれているが、その取扱いについてはまだ決まっていない）であるため、道路の新設等、新規に用地取得が必要な事業を選択する場合は、慎重に判断する必要がある。

② 日本支援の可視性を確保するために、対象事業については我が国無償資金協力により実施したことを示す銘板等を設置する。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2018年実績値)	目標値(2022年) 【事業完成3年後】
選定された事業を通じて 便益を受けた人数	0	(事業選定後に設定)

(2) 定性的効果

マラウィ市及びその周辺地域の被災者の生活再建と安定。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし

(2) 外部条件：特になし

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

災害後の緊急的な復旧・復興支援を実施した、フィリピン「台風ヨランダ災害復旧・復興計画」(2014年3月E/N署名)及びネパール「地震復旧・復興計画」(2015年12月E/N署名)からの教訓として、他ドナー支援との競合が発生するため、重複を避けるための情報収集を密に行い、現地ニーズへの柔軟な対応が必要とされている。

本事業の対象地域のように、邦人が現地入りできない環境においては、現地での情報収集及びモニタリングが課題となるため、前述のとおり、本事業のモニタリング・評価実施のための委員会を設立し、TFBM及び実施機関と密に連絡を取りながら事業を進めていく方針である。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、マラウィ市及び周辺地域の復旧・復興を通じて同地域の安定と貧困削減、ひいてはASEAN・東アジアの平和と安定にも資するものであり、SDGsゴール1「貧困の解消」及びゴール16「平和と公正の推進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

2018年7月までを目途に、評価指標を設定の上、事後評価時点でJICAが評価を行う。

以上